

# 和歌山市景観アドバイザー制度

(フロー図)

① 相談希望

①建築物や工作物等の建築行為を行う際、また、屋外広告物を表示する際に、周辺の景観に特に調和又は配慮した計画を立てる必要が生じた場合、和歌山市が委嘱した景観分野の専門家である「和歌山市景観アドバイザー(以下、「アドバイザー」という。)」から助言等の支援を受けることができます。

例)

- ・景観重点地区等市内における景観的配慮が特に必要がある地域において、建築行為等を行う場合
- ・屋外広告物の許可基準1.5倍規定を採用する場合
- ・景観保全型広告整備地区内において広告物を表示する場合 など

② 相談申請

②アドバイザーに相談依頼するため、「和歌山市景観アドバイザー支援申請書」を市に提出していただきます。

市は申請書を受理後、アドバイザーと日程調整を行います。アドバイザーの選定は、市が決定します。

(原則7日以内)

③ 相談日決定

③市は、相談日の日程調整が終了した際、速やかに、アドバイザー及び申請者に対し、日時、場所等必要な情報を通知します。

申請者は、相談日の少なくとも3日前までに、相談内容に係る必要資料(5部)を市に提出してください(申請時に添付いただいても結構です)。

市はアドバイザーに対し、相談内容に係る必要資料を事前に提示します。

(原則21日以内)

④ 相談日

④相談当日には、申請者、アドバイザー及びまちなみ景観課が出席します。

- ・申請者から概要の説明
- ・アドバイザーの助言、指導
- ・まちなみ景観課の助言、指導
- ・その他質疑等

(必要に応じて事前相談)

⑤ 届出又は申請

⑤申請者は、アドバイザー等からの助言等を十分に考慮した上で設計を行い、届出又は申請を行ってください。

なお、市は、届出又は申請があった場合、速やかに、アドバイザーに対し、その内容について報告します。